

富士吉田市指定地域密着型サービスの適正利用に関する基本方針

平成25年4月1日

訓令乙

（目的）

第1条 の基本方針は、富士吉田市（以下、「本市」という。）の指定する地域密着型サービス（以下、「本市指定地域密着型サービス」という。）において、地域密着型サービスの趣旨に沿った適正な利用を確保するとともに、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号の同意（以下、「同意」という。）についての基本的な方針を定め、介護保険被保険者の円滑なサービス利用に資することを目的とする。

（地域密着型サービスの趣旨）

第2条 本市指定地域密着型サービスは、本市の高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を継続できるようにするために提供されるものであり、原則として富士吉田市民のみが利用できる介護サービスでなければならない。

（地域密着型サービス利用の制限）

第3条 他市町村から本市に転入し、本市指定地域密着型サービス事業所を利用する者は、転入した日から12ヶ月を経た者でなければならない。ただし、法第13条に規定する住所地特例対象施設に入所している法第9条に基づく本市を保険者とする被保険者（以下、「本市被保険者」という。）については、これを適用しない。

2 市長は、特段の事情がある等、特に必要と認める場合においては、前項の規定を適用しないことができる。

（同意を求める基準）

第4条 本市被保険者が、本市の区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下、「指定地域密着型事業所」という。）の利用を希望するときは、市長は、本市被保険者の申出に基づき、利用を希望する指定地域密着型事業所に受入れの可否を確認した上で、指定地域密着型事業所の所在する市町村の長に対し、指定に係る同意を求めることとする。ただし、次

の各号のいずれかに該当するときは、同意を求めないことができる。

(1) 本市の区域内（以下、「市内」という。）に所在する指定地域密着型事業所の定員に空きがあるとき。

(2) その他市長が、同意を求めることが適当でないと認めるとき。

（同意を行う基準）

第5条 本市以外の市町村長から、市内に所在する指定地域密着型事業所を指定することについて同意を求められたときは、次の各号の全てに該当するときに限り、同意を行うこととする。

(1) 当該地域密着型事業所及び同様の本市指定地域密着型サービスを提供する地域密着型事業所において、利用定員を満たさない月が3か月以上続いているとき。

(2) 他の市町村の利用者の割合が、当該事業所の利用定員（小規模多機能型居宅介護事業所においては「通いサービス」の利用定員）の概ね2割以内であるとき。

2 前項の規定に関わらず、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、原則同意をしないものとする。

3 市長は、特段の事情がある等、特に必要と認める場合においては、前項の規定を適用しないことができる。

附 則

（施行期日）

この訓令乙は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第1条 第4条の規定は、この方針の施行日以前に他市町村から本市に転入を行った者においても適用するものとする。

第2条 この方針の施行日に、他の市町村の利用者の割合が第3条第1項第2号に定める割合を超えている事業所については、施行後、新たに同意を行う者を含めた利用者の割合がこの方針に定める範囲に達するまで、同意を行わないものとする。

附 則

この訓令乙は、令和4年4月1日から施行する。